

信号用配電線路では長区間に配電する場合、電圧降下が大きくなると信号機に支障をおよぼすことがあるので、中継配電室を設けて電圧を上げてやることもある。昇圧するには普通ブスター(昇圧器)が用いられる。これら高圧配電設備は設備の安全と人畜への被害を防止するために、電気工作物規程や国鉄部内の各種施設心得によって施設するよう定められている。(江口銚三郎)

こういきほう 港域法 港の区域を定めた法律で、わが国における各港の区域が明示されている(昭和23・7法律第175号)。海事法規には港について規定されている事項は少なくないが、これらの法令自体港の区域は港域法によることを明らかにしているものもあり、説明が行われていないものもある。この場合港の区域についてはすべてこの港域法によるのである。ただし船員法第1条第2項第2号の「湖・川または港のみを航行する船舶(船員法適用除外の船舶)」の適用については、当分の間港を指定し、港域法に定める港の区域と異なった区域を定めることができることとされている。しかしこの場合は船員労働委員会の議を経て、これを告示しなければならないこととなっている。(今留光国)

こうがいせん 構外線 電話回線の一端または両端が駅の構外にまたがる回線をいい、交換機に接続するものと接続しないものがある。(福島武雄)

こうかいにし 航海日誌 船長が航海に関する事項を記載する日記で、その内容は真正、かつ公信力を有し、したがって航海中に生じた事項に関しては、航海日誌をもっとも有力な証明材料とする。ゆえにたとえ衝突その他の海難はもちろん、その他運送について航海中に生じた事項の疑義は、すべてこれによって決定するものである。船員法・船舶安全法は船長の義務として船舶国籍証書、海員名簿、旅客名簿、船員手帳および積荷に関する公の書類とともに、この航海日誌を船内に備付けておくことを命じ、その様式を掲げているが、平水区域を航行する船舶または総トン数20トン未満の船舶は、これを備付けておかないともよいとしている。また船舶安全法においては船舶の堪航性、人命の安全保持の面から、とくに国際航路に従事する旅客船および非旅客船(500トン以上)は、隔壁および船側における開口の開閉・操練等を記載事項として追加されている。(今留光国)

こうかせん 高架線 道路交通に必要な空頭(あきだか)(clear head, overhead clearance)以上に地盤より高く敷設された線路。市街地では道路が発達しその交通量も多いので、平面で鉄道・軌道が通過する場合は相互に支障が多く、また道路を上げ越し、または下げ越しして線路と立体交差させることは、道路の取付け勾配(こうばい)のために市街地の利用上支障が多いので、線路を高く敷設して道路と立体交差とする。このような線路を高架線といい、その構造には盛土式構造のものと高架橋とがある。→高架鉄道。(安河内麻雄)

こうかてつどう 高架鉄道 (英)elevated railway (独)Hochbahn (仏)voie élevée 交通頻繁な大都市の鉄道において、多数の車両を高速で頻りに運転するためには、人や車の交通との平面交差を避ける必要がある。かかる場合に線路を高く築造して、路面の交通と無関係に運転できるように敷設された鉄道を高架鉄道という。

高架鉄道の高さは路面交通との関係、前後の地形等によって異なるが、一般には5.5~6.5mとする場合が多く、幅は単線の場合は4.0~5.0m、複線の場合は8.0~9.5mとすることが多い。

高架鉄道は構造上から盛土式、盛土擁壁式、鋼構造、れんが

造および鉄筋コンクリート造に大別される。線路敷地の価額・地質および高架下の利用等を考慮して適当な形式が選ばれるが、鉄筋コンクリート造は保守費・建設費・騒音・下部利用等の点から見て一般に有利であって、現在もっとも広く用いられている。その構造上の形式にはつぎのようなものがある。

1 単純版式

壁式またはラーメン式の橋脚に、単純版を架けた形式で、構造が簡単であるから初期の鉄道にはその例を見るが、継目が多くなるため防水も困難となり、コンクリートの量も他の形式より多くなるので経済的とはいえない。

2 連続版式

3~5スパンの連続版を架設した形式であって、秋葉原駅付近、東京急行電鉄等にその例を見るが、縦荷重による橋脚の安定が得られる場合は有利な構造である。

3 ラーメン式

橋脚と桁版(けたばん)とが固定した形式のものであって、もっとも多く用いられている形式である。スパンは5.0~6.0mのものが普通であって、スパン数は防水工の弱点を減ずる意味から多スパンが望ましい。国鉄では8スパンという例もあるが、温度変化・乾燥収縮・不等沈下等を考えて、3~5スパンするのが普通である。

4 フラットスラブ式

この式は床下面が平面であるから高架下の利用度が大きく、かつ施工が容易である。また温度変化および乾燥収縮の影響が少ないから多スパン構造とすることができるが、計算理論には検討を要する点があり、大きな集中荷重を受ける鉄道橋に用いることには問題があるようである。

5 特殊形式

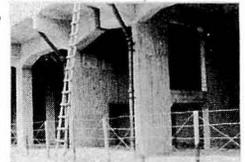
特殊形式としては、地盤沈下のおそれのある場所に用いる箱形ラーメンと単純版を組合せた形式、そのほか壁式構造を応用したラーメン形およびアーチ構造等がある。(福田策次・安河内麻雄)

こうかひん 高価品 貨幣・有価証券等のように一般の物品と比較して重量・容積の割合にその価格がいちじるしく大きいものをいう。したがって単に絶対額が大きいたけでは高価品ではない。

高価品なる用語は、運送上貴重品と同義語として用いられている。商法第578条においては損害賠償成立の特則として、高価品の意義を明らかにするため貨幣・有価証券の例示はしているが、その他の高価品は明らかでなく一般社会通念の判定に



1. 高架橋壁式構造



2. 高架橋壁式構造



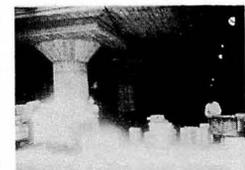
3. コンクリート
シンプルビーム



4. 高架橋れんがアーチ



5. 高架橋ラーメン構造



6. 高架橋フラットスラブ